

広島県告示第五百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項及び第一百二条第三項の規定によつて、平成三十年八月三日次の付議事項について臨時県議会を広島市に招集する。

平成三十年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

付議事項

- 一 平成三十年度広島県一般会計補正予算
- 二 平成三十年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算
- 三 平成三十年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算
- 四 平成三十年度広島県営住宅事業費特別会計補正予算
- 五 平成三十年度広島県病院事業会計補正予算
- 六 平成三十年度広島県工業用水道事業会計補正予算
- 七 平成三十年度広島県土地造成事業会計補正予算
- 八 平成三十年度広島県水道用水供給事業会計補正予算
- 九 専決処分報告